



住所異動等の手続ができる 休日臨時窓口を開設します！

引っ越しの多いこの時期（3月～4月）、住所異動等の窓口は大変混み合います。
豊田市では、市民の方にスムーズに手続を行っていただくため、下記の日程で
臨時窓口を開設いたします。

日 時 令和8年
3月28日(土) , 29日(日)
4月11日(日)
午前9時 ～ 午後3時
場 所 豊田市役所 南庁舎1階 市民課
※駐車場は、南庁舎駐車場（地上、地下）を御利用ください。

なお、当日はマイナンバーカード休日窓口（南庁舎1階）で、以下の業務を取り扱っています。

■マイナンバーカードの申請・受取 ■電子証明書の更新 ■住所異動に伴う記載事項の変更

※ 受取、電子証明書の更新は完全予約制のため事前予約が必要です。

詳細・予約はこちらを御覧ください。⇒



取扱業務

臨時窓口（南庁舎1階）での取扱業務は次のとおりです。

①住所異動（豊田市への転入、市外への転出（※1）、市内での転居など）の届出

- 国外からの転入などで他市町村等への確認が必要な場合は、お取扱いできません。
- マイナンバーカードを利用した転出・転入（特例転出・転入）は、他市町村の開庁状況によりお取扱いできない場合があります。

②住所異動及び出生届に伴う児童手当、子ども医療費受給者証の申請

③印鑑登録・変更の申請

④戸籍に関する届出（出生届・婚姻届など）

- 受領扱いとなります。

⑤住民票、印鑑証明、戸籍・税関係などの各種証明書の交付

- 証明書の申請のみの方は、T-FACE A館7階の駅西口サービスセンターも御利用いただけます。
- 戸籍の広域交付、広域住民票の交付はお取扱いできません。

⑥住所異動に伴う国民健康保険に関する届出（国保年金課窓口）

- 他の機関に確認が必要な場合などは、お取扱いできません

本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険資格確認書、在留カード等）を持参してください。

※1 転出届（豊田市から市外への引っ越し）は、オンライン上で手続できます。
（マイナンバーカードをお持ちの方のみ）詳しくはホームページを御覧ください。⇒



・・・届出によって必要書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。・・・

問合せ先：豊田市役所 市民部 市民課 (Tel.0565-34-6768)